

県域水道一体化に関するFAQ(令和6年5月末時点)

用語の解説
 基本計画・・・奈良県広域水道企業団基本計画（案）（令和5年1月時点）をさします。

大分類		No.	質問	回答
ア	施設整備について	1	管路更新について、内部留保も30億円あり、単独でも十分可能ではないか？一体化しなければならない理由は？	橿原市の管路の総延長は約609km（令和4年度末時点）ありますが、法定耐用年数（40年）を超える管路は、19.4％（約118km）となっております。また、今後10年で老朽管が急増することが課題として挙げられます。 現在は0.6％/年の更新率で更新を行っておりますが、年々、老朽管が増加する一方となっております。管路更新ペースを向上させるためには、事業の財源を確保することが必要となりますが、水道料金収益は節水機器などの普及により年々減少傾向となっております。 将来は、水道料金の値上げをしない限り、管路更新や施設の老朽化対策などを適切に実施していくことはできないものと考えています。 一体化すると、国や県の補助金活用が可能となり、県域における水道施設の最適化を行うことで投資が抑制され水道料金の上昇を抑えることが可能となります。投資抑制によって生じた財源を老朽化した管路更新に充てることができることを確認しています。 このことから、単独で水道事業を継続するより、一体化に参加する方が料金上昇の抑制効果などのメリットがあるため、企業団へ参加するべきであると判断をしています。
		2	一体化に伴って、市町村域を越えた投資が最適化されるが、具体的に何を行うのか？	市町村域を越えた投資の最適化とは、将来の水需要の見通しに応じた施設機能を確保できるように、県域全体で施設を最適化・効率化することです。例えば、既存の浄水場を集約化することで更新費用を削減しつつ存続する施設に対しては更新整備、強靱化を行います。また、市町村域を越えて水道水を供給することが可能になるため、そのために必要な市町村間をつなぐ水道管の施設整備も行います。
		3	管路更新は促進されるのか？	橿原市では、現在年間0.6％以上を目標に管路更新を実施しています。これまで一町配水池の整備など施設関連の事業は完了していますので、今後は管路整備に注力できることや、一体化による交付金等の活用による財源強化を見込んでいます。また、発注方法の工夫や外部委託による現場技術員の充当配置などの取り組みを進め1％の管路更新を目指すこととしています。
		4	市町村間での地域を超えた給水は一体化しないと出来ないのか？	水道法第六条に、「水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。」と規定されています。また、「水道事業は、原則として市町村が経営する」とも規定されています。 そのため、水道事業は厚生労働省や県が、市町村に対して認可を与え、市町村単位で水道事業を実施しているため、基本的には近隣の市町村に向けて給水することは出来ません。
		5	県内で浄水場等の施設を集約して県域全体の水压を確保できるのか？	水需要が県域全体で低下することから浄水場でつくる水道水の量も減りますので浄水場を集約することになります。 浄水場の数が減っても、高低差は変わりませんので水压は確保されます。また、水压については計画的に配水施設整備・更新を実施することで十分に確保できます。橿原市内高等等で水压が低い地域において、水压の高い水道水を直接給水するため水压は確保されることから、加圧ポンプの廃止を検討しているところ です。
		6	県内の浄水場を集約して災害時は大丈夫なのか？	浄水場が耐震化されていないと、大規模な地震発生時には水道水を作ることができないなどの被害が想定されます。浄水場の耐震化には大きな経費が必要となり、水道料金へと跳ね返ります。そのため県域の小規模な浄水場を含め全ての浄水場を耐震化し使い続けることは困難です。 水需要が低下傾向にあることや、企業団管内の中核となる既に耐震化されている奈良県の御所浄水場や桜井浄水場は浄水能力に余力があるため、集約を行い企業団として最適な施設規模とした上で市町村への送水管路も含めた耐震化等により災害に強い施設整備を実施する予定です。
		7	井戸を活用することはできないか？	災害時に井戸水等を飲用可能とする装置等は浄水能力等に課題があり市内全域をまかなうことはできません。各ご家庭の井戸水をトイレ用水等として利用していただくことは可能ですが、特に普段利用されていない井戸水は飲用に適さない場合もあるため飲用としては推奨できません。

大分類		No.	質問	回答
イ	水道料金について	8	一体化により、水道料金はどのように変わるのか？ 30年後もメリットはあるのか？	現在、一体化後の水道料金案が示されています。基本計画（P.8）には、「料金体系は、統合時において統一することを基本とするが、料金体系の制度的変更により単独経営の場合に比べて料金が上がることとなる利用者が生じないよう、必要な経過措置を講じるものとする。」と記載されています。 そのため、一体化時の制度的変更により単独経営の場合に比べ料金が上がる利用者が生じないよう企業団の料金と榎原市の料金を比較し金額が安い方で請求する経過措置を実施する予定です。 しかしながら、今後の管路更新費用が高くなることが想定されるため、将来的には水道料金の値上げが必要になります。そのため、榎原市単独で水道事業を経営する場合、また、一体化する場合でも水道料金の値上げは必要となります。ただし、一体化した方が値上がり幅が小さいと見込まれています。
		9	企業団の水道料金はどうか？	出前講座資料（P.19-23）をご確認ください。大部分の一般的な利用者の方については、企業団料金を適用した方が安くなります。 一部の使用水量が少ない利用者の方等については、経過措置により現在と同様の水道料金となります。
		10	一体化により水道料金の減免制度に変更はあるのか。	水道料金の減免制度には、漏水減免制度や新型コロナウイルスの影響によるものなど、様々な種類のものが存在します。これらの制度は、各自治体の特色・特徴により設計されたものになります。 なお、現在榎原市で運用されている2種類の制度（漏水減免制度、大口利用者を対象とした地下水利用から上水道利用へ転換した場合の軽減制度）については、企業団の統一基準により制度設計の上、継続される予定です。
ウ	組織について	11	企業団構成や企業団議会とその組織は、どのようなものになるのか？	目指している企業団は、地方自治法で定められた特別地方公共団体となる予定で、県域水道一体化後、奈良県及び県内26市町村並びに奈良県広域水質検査センター組合を構成団体として、用水供給事業、水道事業及び水質検査業務を統合して事業を行う事業体となるものです。 また、企業団には、構成団体が連携して企業団運営が円滑に行える組織となるよう、企業長及び副企業長で構成される正副議長会議のほか、全構成団体の長で協議する場としての運営協議会の設置や企業団の意思決定機関として企業団議会が設置されます。なお、榎原市長は副企業長に選出され、榎原市議会からは企業団議会の議員として3名が選出される予定です。
		12	企業団議会における議員の構成人数はどのようになるのか？	企業団議会は、意思決定機関として、議案を審議し議決する役割となり、執行機関と議会は相互連携を行うことになります。企業団議会の構成人数等は多くの住民の意見を反映する観点や地域事情の異なる団体の意見を反映する観点などを考慮し、全構成団体の議会から議員が選出される予定です。
		13	水道料金の決定は企業団議会が行うのか？	水道料金の改定、予算決算等、企業団の経営上の重要事項は運営協議会においても協議がなされた上で、執行機関により方針決定し、最終的に企業団議会に諮られ、議決されることになります。
		14	企業団の運営等に市民の意見は反映されるのか？	榎原市を含む企業団構成団体の議会から選出される議員により構成される企業団議会を通して市民の皆さまの意見が反映されることになります。
		15	将来的に事務所が集約されることにより、利便性が下がらないか？	事務所は、企業団設立後当分の間は構成団体の事務所を利用しますが令和16年度までを目途に5事務所程度への集約化を目指します。利便性が下がらないよう、市町村域を超えた開閉栓受付や料金支払い方法の拡充など新たなサービスを検討しています。
		16	企業団の人員は十分確保されるのか？	基本方針（P.4）では、「企業団設立の当初は、構成団体の用水供給事業、水道事業及び水質検査業務に従事する現員数と同程度の数を確保」と明記されており、各構成団体等からの派遣等により、現状と同等数の人員が確保される予定です。

大分類		No.	質問	回答
エ	事業・業務運営について	17	橿原市の水道事業の経営状況は健全か？	経営状態を示す指標に経常収支比率というものがあります。この指標は経常費用に対する経常収益を示すもので、100%を超えている場合、健全に経営がされていることとなります。橿原市は、令和4年度決算において、111.81%となっており健全に経営されています。
		18	一体化すると、漏水修理などに即時対応が難しいのではないかと？	一体化後、10年程度は現在の市町村それぞれの事務所において水道事業を営むこととなり、その後、水道事業の事務所が5か所程度に集約される予定です。現時点で、橿原市の事務所がどのように変わるかは確定していません。しかし、漏水修理業務は地域差が大きく、地元業者とのかかわりが維持できるような体制を考えるべく検討を進めたいと考えています。
		19	一体化により業務の効率化はできるのか？ 橿原市が他市町村の業務をカバーするのに手いっぱいにならないのか？	メーター共同購入や、順次各種システムの共同利用を実施することにより業務の標準化・平準化を実施することが可能となり、コストメリットや業務の効率化を図ることができます。 また、事業規模が大きくなることからICTや民間委託等を活用し、利便性の高いサービス導入を進めていけるように取り組んでいます。 一体化されれば、橿原市が他市町村へ応援に行くこともあるかと思いますが、他市町村の業務をカバーするのに手いっぱいになることはありません。むしろ災害時などでは橿原市へ応援に来てもらうことも期待できますし、人材の有効活用が図れるものと考えられます。
		20	企業団のような大きな組織だと柔軟な対応が出来ないのではないかと？	各市町村で保有している機材や材料といったものを県域全体で使うことが可能となり従来よりも大規模災害時や管路事故の際には柔軟に動くことが可能になります。他方、従来の橿原市の災害対策本部との連携・協力体制も維持する見込みとなり、災害の状況に応じて機動性・柔軟性のある対応が可能となるよう組織体制の構築を進めています。 また、開・閉栓手続きや水道料金支払い方法なども一体化により、Webによる申込・料金照会やスマートフォン決済などのサービスをより充実させていく予定です。
		21	災害への備えは大丈夫なのか？	橿原市は、現在3箇所の耐震性貯水槽を保有しています。また、近隣市町村と相互融通連絡管とよばれる、災害時に水道水が融通可能となるよう管路を整備しました。それ以外にも、一町配水池に緊急遮断弁を設置し災害時の飲料水を確保可能とするなど施設更新・整備に併せて災害への備えを実施してきました。 また、一体化により、市外からの給水が可能になり水圧の低い地域に必要な加圧ポンプを廃止することが可能になり水圧の高い水道水を直接配水できるようになります。台風等で停電した場合でも市内の高所地域へ安定して水道水を送水することができ、水が出にくくなることもありません。災害が発生した場合の応援については、企業団内での応援や近隣他府県などから応援を受けることなどを想定しています。
		22	企業団が赤字となれば、どうなるのか？	水道事業は水道料金を元とした独立採算事業として成り立っていますので、企業団が赤字となる場合には水道料金値上げ等を検討することとなります。そのことから、企業団運営が赤字とならないような経営に努めてまいります。
		23	県が公開している料金シミュレーションは県が独自に作成したものか？	料金シミュレーションは、県が一方的に作成したものではなく各市町村のこれまでの事業実績や独自に策定した更新計画に基づき策定されたものです。そのため、策定に際し、県だけでなく各市町村も参加し共にシミュレーションをして作成されたものです。

大分類		No.	質問	回答
オ	補助金・資産について	24	10年間の交付金(補助金)はどのようなものか？	国および県からの財政支援は、一体化に関する事業(一体化事業)と市町村の配水管等の更新に要する費用(運営基盤強化等事業)に対して、それぞれ国が1/3、県も1/3の財政支援がなされます。県からの財政支援については奈良県独自の支援制度で、他府県にはこのような制度はありません。なお、補助の期間は、一体化後10年間、最長令和16年度までとなっており、現時点ではこの期間の延長はないものと考えます。
		25	水利権等の費用は自治体と企業団、どちらが負担していくのか？	県営水道等が現在負担する水源に関する諸費用については、企業団が負担することになります。
		26	一体化に伴って、橿原市が保有している資金・資産はどうなるのか？	基本計画(P.10)には、「構成団体が所有する水道事業活動に伴い生み出された資産等(資産、資本及び負債をいう。以下同じ。)は、すべて企業団に引き継ぐことを基本とする。ただし、水道事業の用に供していない固定資産であって、令和4年度中に既に公用、公共用又は公益事業用に使用している、又は令和4年度中に使用の予定が決まっているものについては、企業団に引き継がないものとする。」と明記されています。これに該当する水道事業で生み出された資産等はすべて企業団へ引き継がれます。
		27	現在利用している国の補助金などは使用できなくなるのではないのか？	水道の施設整備に関する国からの補助金メニューについては様々用意されています。しかし、メニューについては、社会経済情勢の変化等により見直しされることがこれまでも数多くありました。そのため、統合10年後の補助メニューのことは明確にお答えすることができません。ただし、補助メニューとして存続しているものであれば、補助金事業がなくなることはないと思に確認しています。 水道事業の一体化によって享受できる交付金は令和16年度までの期限が定められていることから、令和17年度以降は活用できなくなる見込みです。現在橿原市で利用している生活基盤施設耐震化等交付金については、企業団になっても利用可能と現時点で県の水道行政部局に確認しています。
		28	広域化に関する交付金以外に補助金はないのか。国からの補助金は10年で終わりなのか？	一体化に関する補助金として、水道広域化促進事業と水道事業運営基盤強化推進事業があります。これらの制度は、令和16年度に無くなる制度となっています。しかし、それ以外にも、現在橿原市で利用している生活基盤施設耐震化事業に関する補助等は継続して利用可能であると見込んでいます。
カ	契約・発注について	29	企業団が発注業務を一元管理するとすれば、市内業者等への影響があるのではないのか。	基本計画(P.11)では、「総務、人事、財務、経理など企業団の管理運営業務や広報関係業務は、本部において集中化することを基本とし、業務の効率化を図る。」とされており。入札や契約制度については、統合から4年間の令和10年度までは経過措置期間として各市町村の現状の発注基準により運用されますが、企業団における基準に統一された後についても、特に事業者等への影響がないように、各団体の現行制度や運用状況をふまえ検討していくこととしています。
キ	下水道事業の取り扱いについて	30	橿原市の上水事業と下水事業が別々になることにより、効率が悪くならないか？	基本計画(P.13)において、「企業団は、構成団体が行っている下水道事業を引き継がないものとする。」と明記されてるため、企業団では下水道事業を実施することはありません。現在も下水道事業と上水道事業の施設管理や工事等に関する内容は別々に行っています。一方で、総務・財政部門等に関する内容は、上下水道部経営総務課にて一体的に行っているため、これらを分離する必要があります。しかし、現在下水道事業に伴う支障移設工事などを実施する場合には、同じ場所で行う方が設計調査、現地調査等も効率的に連携して取り組み可能となりますので、可能な限り業務上のつながりを残していきたいと考えています。
		31	下水道使用料の請求が上水道の使用料と別々にならないか？	下水道使用料の請求や検針などは引き続き企業団が委託し実施する予定です。そのため、別々の請求にはなりません。
		32	一体化によって下水道使用料は、下がりますか？	水道事業一体化の検討に際して下水道使用料の見直しの検討はしていません。ただし、下水道使用料の改定については、「橿原市下水道事業経営戦略」においても、今後の下水道事業を取り巻く環境や財務状況等の変化に応じて検討していくこととしており、その検討結果として将来改定される可能性はあります。

大分類		No.	質問	回答
ク	委託・民営化の可能性について	33	一体化で民間委託を推進することは、水道事業の民営化につながるのではないかと？	一部業務の民間委託については、十分に有効性を検証したうえで実施していくものと考えますが、基本計画（P.2）に、「統合の形態は事業統合とし、事業の運営は企業団が主体的に公営企業として実施するものであり、コンセッション方式への移行や民営化は行わない。」と明記されています。そのため、民営化に繋がることはありません。
		34	県外事業者への委託が進められた結果、地元の雇用が守られず、橿原市にとって不利益とならないかと？	地元雇用によって人員を確保している民間への業務委託については今後も継続されと考えています。
		35	コンセッション方式とは何か？民間委託との違いは？	業務委託とは、民間事業者に個別に業務内容を定めて委託することを言います。具体的には、機械設備の保守点検・修繕や、お客さまセンター業務のことです。あくまでも、運営は公共が実施します。 コンセッション方式とは、施設の所有権を発注者（公共）に残したまま、運営権を特別目的会社として設立される民間事業者に委託し運営を行うこととなります。民間事業者は、水道料金を直接受け取り、運営に係る費用を回収するいわゆる「独立採算型」で事業を行います。
ケ	企業団への参加判断について	36	なぜ、一体化へ参加するのか？	県域水道一体化に参画することにより、水道管を健全に維持でき、安全に水道水を供給できる管路更新率1.0%（管路更新のサイクルが100年に1回となる）を確保しつつ、単独経営するよりも水道料金の上昇を抑制することが可能であること、そして、市民の皆様にとっても水道料金を抑制する効果があることを鑑みますと、一体化には参画すべきと考えています。 独立採算を基本としている水道事業においては、料金の収益が確実に少なくなっていくことが大きな課題となっております。また、高度経済成長期（昭和40年代から50年代にかけて）に埋設された水道管が老朽化し更新を迎える時期に来ており、それらの更新をこれまで以上に早く進める必要があります。 これまでも、橿原市の水道事業は経営改善などに取り組み、とりわけ、施設の統廃合を集中的に行い、施設の集約化に取り組んでまいりました。将来に渡る更新コストや維持管理コストを市の単独事業として圧縮することができました。 その経営改善を更に進める一体化によって、水道水の卸業である奈良県と一緒にすることで、経営の2重構造が解消され、他の市町村の水道事業体と一つの経営母体を作ること、ハード整備の効率化だけでなく、人的なソフト面における効果も得ることが可能となり、橿原市域の水道事業が水道事業の一体化によって現状より良くなると考えております。
		37	企業団参加はどのようにして、決定するのか？	橿原市としては、令和4年11月、12月と市議会にて経過報告と一体化に参加する最終判断を行うための説明を行い、令和5年2月に一体化に参加予定の関係団体と基本協定を締結しました。 そして、令和5年3月議会において一体化に参画するための法定協議会への参加についての議決を得て、法定協議会の構成団体の一員として、令和6年11月の企業団設立、令和7年4月の事業開始予定に向けての準備を進めているところです。今後は令和6年9月市議会にて企業団設立に関する議案が可決されれば、企業団の一員として正式に参加することとなります。
		38	企業団への参加の判断は、細かな内容が決定していないものもある。もっと時間をとって丁寧に考えていくことができないのか？	県域水道一体化後の事業を進めるための有利な補助金は、全体計画が原則10年間と定められており、令和16年度までの時限事業として位置づけられています。そのため、最も長期間、交付金を受領するためには、県域水道一体化としての事業を令和7年度から実施する必要があります。令和6年度中に企業団を発足させる必要があります。そのため、検討の時間に限りがありますが、内容整理は密に行ってまいります。
		39	一体化のデメリットは無いのか？	デメリットとしては、現在上水道事業と下水道事業を一体で運営していますが、一体化が実施された場合に両事業は分離されます。しかし、分離による非効率性が極力少なくなるよう、事業が分離されることになっても、企業団で継続して、一体的に運用可能なものについては、企業団が受託するとしており、企業団設立までにその方向性等、具体的内容を検討していくこととしています。
		40	県主導で一体化の議論が進められていないかと？	橿原市としては、奈良県水道局一体化準備室に人員を派遣することや一体化事務の事務局として人員を選出するなど企業団構成団体の意見が適切に反映されるよう取り組んでいます。奈良県水道局にノウハウのない事項については特に注意し進めてまいります。
		41	橿原市は県水100%なので一体化に参加するのか？	一体化に参加を決めたのは、財政シミュレーション等の結果、橿原市にメリットがあることや管路更新の向上が見込めると判断し、市民の皆さまに未来永劫、安全安心な水道水の供給の維持が可能になると考えた結果です。県水100%であることは一体化参加と関係ありません。
		42	橿原市水道事業は黒字経営であり、内部留保も30億あるのだから十分単独経営できるのではないかと？	No.1の回答と同様に、単独経営よりも一体化に参画の方がメリットがあると判断しています。内部留保が多いか少ないかは判断していません。橿原市の年間投資額なども、一体化されると増えると思込んでいます。より一層、効率的に更新を進め市民の皆様へ安全・安心に水道を使っていただく方策として一体化があります。

大分類		No.	質問	回答
コ	その他	43	県域水道一体化のことをより深く知るにはどうすればよいですか？	橿原市では水道の広域化のことをより知っていただくために出前講座を開催しています。 ※申込受付は、市民活動交流広場、上水道課で行っており可能な限り土日祝も対応いたします。 (https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1025/2_1/Demae-koza/15948.html) ※問い合わせ先:橿原市市民活動交流広場(愛称:ナビコンパス) TEL:0744-47-2380 FAX:0744-47-2381 E-mail:navicom@city.kashihara.nara.jp 一体化に関する内容については随時ホームページへ掲載し、SNS(橿原市公式LINE)によるお知らせも実施しております。ご不明な点がありましたらお問い合わせください。 (https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1055/gyomu/1/2/kenikisuidouittaiika/index.html) ※問い合わせ先:橿原市上下水道部 上水道課 TEL:0744-27-4411 E-mail:josuido@city.kashihara.nara.jp
		44	水道一体化についての市長の考えは？	県域水道一体化についての市長の考えを動画で公開しています。 (https://www.youtube.com/watch?v=nSqC9C-IabY)
		45	八木浄水場を廃止した理由とは？	八木浄水場を更新するにあたっては、機械設備工事・土木工事等に約40億円の費用が必要と想定していました。 それとは、別に恒常的に必要な費用としてポンプ運転等に必要な動力費や薬品費として年間約3,000万円程度が必要となります。その他に人件費、ポンプ等の点検・修繕費用等も必要です。これらの費用も廃止により不要となりました。 また一方で、自己水を廃止することで県から水道水を買う費用が増加しました。八木浄水場が最後に稼働していた平成27年度と令和4年度の決算書と比較いたしますと令和4年度の方が約9,500万円(税抜)費用を必要としています。 そのため、更新費用との比較では、50～60年程度施設を継続して使用すると費用的に有利となりますが、そのころには再度の施設更新が必要となります。しかし、給水収益が今以上に低下することや技術職員不足等のため再度の更新費用捻出や更新実施は困難であることが想定されます。これらを踏まえて検討した結果八木浄水場を廃止した方が有利であると考え廃止を決断いたしました。
		46	追加塩素注入設備とは何ですか？	水道水には消毒のために必要な残留塩素が必ず含まれています。この残留塩素は、時間経過によって濃度が低下いたします。また、水道法施行規則第17条により0.1mg/L以上の濃度になるように定められています。 そのため、現在は御所浄水場から奈良県北部まで送水が必要となることから、御所浄水場の残留塩素濃度を高く設定し末端部(大和郡山市・生駒市等)で残留塩素濃度0.1mg/Lを確保できるようにしています。 追加塩素注入設備とは、送水の途中で塩素(次亜塩素酸)を追加することで残留塩素濃度を上昇させる設備のことです。設備を設置することで、送水管路道中で残留塩素濃度を上昇させることが可能となることから、御所浄水場の残留塩素濃度を低減化することが可能となります。残留塩素濃度を低減化することで、カルキ臭等を感じにくくなりより水道水を美味しく飲用することができます。